

全軟野連発第 165 号
令和 6 年 6 月 5 日

都道府県支部 理事長 様

公益財団法人 全日本軟式野球連盟
専務理事 小山 吉男



2024 年事業実施における熱中症事故防止について（通知）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、今夏も全国的に気温が高いと予想されており、競技者ならびに関係者の熱中症予防をはじめとする安全を最優先とし、大会ならびにチーム活動の実施可否について、地域ごとに慎重に実施または中止・延期の判断をお願い致します。実施の場合は、熱中症対策を十分に行うとともに、緊急事態に備えた体制・設備・備品等を十分に整備し、環境整備が十分でないと判断される場合には、基本的に中止の判断をお願い致します。

なお、都道府県支部におかれでは、末端支部および所属チームに対しても本件を周知されるようお願いいたします。

以上、何卒よろしくお願ひいたします。

記

1. 大会運営時の熱中症予防対策

- ✓ 大会へ医師・看護師・BLS(Basic Life Support:一時救命処置)資格保持者等の配置
- ✓ 試合実施時間の工夫(1 日で最も気温の上がる時間帯を避ける等)
* 12 時～16 時は試合実施禁止など
- ✓ 開閉会式等の式典の簡素化や時間短縮に努める（状況により式典の中止を推奨）
※式典プログラムの変更・工夫や式典中の飲料持参など
- ✓ イニング間に給水タイムを設ける（最低 5 分間）
- ✓ 守備時間が 20 分（目安）を経過した場合、給水タイムを設ける（最低 5 分間）
- ✓ 給水タイム時は、選手、審判員はベンチ等、屋内にて休養を取る
- ✓ チームベンチ内に、給水要員を配置し、選手対応を行う
- ✓ ダブルヘッダーの禁止

2. 参考資料

- ✓ スポーツ活動における熱中症事故の防止について（スポーツ庁健康スポーツ課）
- ✓ スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabcid523.html>
- ✓ 環境省熱中症予防情報サイト
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ✓ JSBB 危機管理マニュアル（全日本軟式野球連盟）
<https://jsbb.or.jp/docs/8e764cc1ee8e3f0d2969d7ccf84c264a8a01f277.pdf>

事務担当者：清野祐 Tel: 03-3404-8831

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置

- ✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「体が暑さに慣れていない」からです。



【暑熱順化】 気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。**順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます。**

- 気温が高くなり始める5~6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで5日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

- ✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、**暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することも必要です。**
- ✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。



スポーツ活動中の
熱中症予
防ガイド
ブック

② 指導者等の責任

- ✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。



【法的責任】 事故が発生した場合、**民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることになります。** 一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となつた場合は刑事责任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッショなどを課した。C君は練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、**賠償金約5,000万円で和解。**
刑事责任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。



【出典】スポーツリスクマネジメントの実践 ～スポーツ事故の防止と法的責任～
(公益財団法人日本スポーツ協会)



お問い合わせ：
スポーツ庁健康スポーツ課
電話：03-5253-4111